

しまね国保連通信



島根県国民健康保険団体連合会

〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号

審査課(問合先)TEL 0852-21-2114 <http://www.shimane-kokuho.or.jp>

請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	7月			8月		
	電子請求		紙請求	電子請求		紙請求
	オンライン	磁気媒体		オンライン	磁気媒体	
請求書提出締切日	8月10日(月・祝)			9月10日(木)		
増減点等通知書送付予定日	9月4日(金)			10月5日(月)		
支払通知書送付予定日	9月14日(月)			10月13日(火)		
診療報酬等支払日	9月23日(水)			10月20日(火)		

【出産育児一時金等関係】

提出月	8月			9月		
	正常分娩	異常分娩	支払早期	正常分娩	異常分娩	支払早期
請求書提出締切日	8月10日(月・祝)		8月25日(火)	9月10日(木)		9月25日(金)
支払通知書送付予定日	8月19日(水)	9月14日(月)		9月23日(水)	10月13日(火)	
出産育児一時金等支払日	9月4日(金)	9月23日(水)		10月9日(金)	10月20日(火)	

【特定健診等関係】

健診月	7月		8月	
	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	8月5日(水)	8月10日(月・祝)	9月7日(月)	9月10日(木)
返戻及び支払通知書送付予定日	9月10日(木)		10月13日(火)	
特定健診等支払日	9月28日(月)		10月28日(水)	

※8月10日(月・祝)は
開館し受付します。

【受付時間】 8:30~17:00

お知らせ

市町村単独医療費助成事業について

令和2年7月診療分から海士町、令和2年8月診療分から川本町、令和2年10月診療分から隠岐の島町の乳幼児等医療費の助成内容が下表のとおり拡大されますので、窓口等でのご対応をよろしくお願いいたします。

<医科・歯科>

市町村名 負担者番号	乳幼児医療		こども医療(乳幼児医療拡大分)			
	【変更前】		【変更前】		【変更後】	
	入院	外来	入院	外来	入院	外来
海士町 90320995	県制度に 準じる	無料	2,000円 (小学1年~中学3年生)	1,000円 (小学1年~中学3年生)	無料 (小学1年~中学3年生)	
川本町 90320789	/		無料 (小学1年~中学3年生)		無料(小学1年~18歳到達後 最初の3月31日)	
隠岐の島町 90321076			県制度に 準じる	無料	2,000円 (小学1年~中学3年生)	1,000円 (小学1年~中学3年生)

※川本町は、調剤薬局についても医科・歯科と同内容の変更となります。

各市町村の助成内容、自己負担限度額等については、本会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症関連における連絡事項

院内トリアージ実施料の算定について

新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療を評価する観点から、その患者（疑われる者を含む）に対して外来診療を行う保険医療機関においては、院内トリアージ実施料を算定できることとなっています。当該実施料を新型コロナウイルス感染症患者（疑われる者を含む）で算定する場合には、新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）に関する傷病名を記載してください。

医学管理料の算定について

電話等再診料算定時、以下の要件を満たす場合は、慢性疾患の診療（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）（147点）を算定してください。

算定要件

以前より対面診療において対象となる医学管理料（※）を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行うこと。

※特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料



診療報酬等請求上の留意点

医科

診療報酬請求書・明細書の記載要領について

診療報酬請求書・明細書の記載要領上の必要事項について、ご留意いただきたい項目を抜粋しました。請求に際し、「別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）」をご確認のうえご請求ください。

なお、電子レセプトによる請求の場合は、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄の該当するコードを選択しご請求ください。（※）

※10月診療分以降は義務化されますが、令和2年3月31日以前から適用されているコードについては、令和2年9月診療分まで選択して差し支えありません。

●特定薬剤治療管理料 1

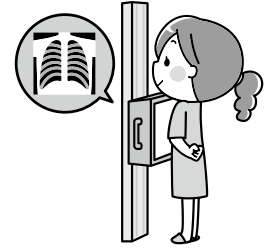
- ①特定薬剤治療管理料（1）のアの（イ）から（ツ）まで規定するものの中から、該当するものを選択して記載する。
- ②初回の算定年月を記載する。ただし、抗てんかん剤及び免疫抑制剤以外の薬剤を投与している患者について4月目以降の特定薬剤治療管理料1を算定する場合又は抗てんかん剤若しくは免疫抑制剤を投与している患者について特定薬剤治療管理料1を算定する場合には、初回の算定年月の記載を省略して差し支えない。

●薬剤管理指導料 1

算定日及び薬剤名を記載する。

●在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料

- ①当該月において往診又は訪問診療を行った日を記載する。
- ②単一建物診療患者が2人以上の場合は、その人数を記載する。



●マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

- ①各区分ごとの麻酔時間を記載する。
- ②各区分のイの「別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合」を算定する場合は、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の(4)のアからハまでに規定するものの中から該当するものを選択して記載する。

●画像診断(写真診断^(※)、コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影)

撮影部位を選択して記載する。選択する撮影部位がない場合はその他を選択し、具体的部位を記載すること。

※四肢については、左・右・両側の別を記載すること。

腫瘍マーカー検査と悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定について

腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定することとなっております。

なお、悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカー検査の費用はB001特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれるため、原則、腫瘍マーカーを同一月に併算定できませんのでご注意ください。

チラーゼンS 静注液 200 μ gの算定について

チラーゼンS 静注液200 μ gを甲状腺機能低下症の患者に投与する際は、レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適さない場合に限ります。

また、甲状腺機能低下症の患者に対する本製剤の投与開始に当たっては、レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適しないと判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載することとなっておりますので、ご注意ください。

歯科

診療報酬改定に伴う診療識別コードの変更について

令和2年4月の診療報酬等改定に伴う診療報酬明細書様式の変更において、歯周基本治療処置及び歯周疾患処置に対する診療識別コードが「42」から「41」へ変更されましたので、請求に際してはご注意ください。

歯周病重症化予防治療の算定について

歯周病重症化予防治療は、歯周病安定期治療の対象となっていない歯周病を有する患者に対する継続的な治療について、新たに評価を行うことを目的に新設されました。

対象となる患者は、歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者であって、2回目以降の歯周病検査終了後に、歯周ポケットが4ミリメートル未満の患者若しくは部分的な歯肉の炎症又はプローピング時の出血が認められる状態の患者となっておりますので、請求に際してはご注意ください。



調剤

薬剤服用歴管理指導料の算定について

- ①本管理指導料は、処方箋受付1回につき所定点数を算定できます。
受付回数と本管理指導料の算定回数の不一致にご留意ください。
- ②薬剤服用歴管理指導料は「3月以内再度処方箋」及び「3月以内再度処方箋以外」の項目があります。
同月2回目以降の受付の場合は、「3月以内再度処方箋」での算定となりますのでご留意ください。

一包化加算の算定について

一包化加算については、当該加算の算定対象となる剤が複数ある場合は、一包化を行った全ての剤の「加算料」欄に名称（「包」）を記載することとなっています。

お願い

紙媒体による返戻レセプトの再請求について

返戻されたレセプトを再請求する場合、回答は返戻付箋ではなくレセプトに記載し、返戻付箋を貼付したまま再請求してください。

入院レセプトにおける「負担金額」及び入院外レセプトにおける「一部負担金額」欄の記載について

一部負担金相当額の一部を公費負担医療が給付するときは、公費負担医療にかかる給付対象額を当該欄の「保険」の項の上段に（ ）で再掲することとなっていますのでご留意ください。

【例】国保本人・公費15併用・70歳未満入院・分点数の場合

	保 険	請 求 点	決 定 点	負担金額 円
療養の給付				(81,430)
		50,000		111,430
	公費①	40,000		5,000
	公費②			

診療開始日の記載について

診療開始日は、当該保険医療機関において保険診療を開始した年月日を和暦により記載することとなっています。

紙レセプトによる請求の際は、元号の記載をご確認いただきますようお願いいたします。

「本人・家族」、「給付割合」及び「特記事項」欄の不一致について

本人・家族等の区分を訂正した場合は、給付割合及び所得区分等にかかる特記事項の記載に不一致が生じないように併せて訂正をお願いします。

発刊50号にあたって

いつも「しまね国保連通信」をご覧いただきありがとうございます。
おかげさまで、平成24年5月に第1号を発行し、この7月号で発刊50号を迎えることとなりました。
これからも診療報酬等請求に関する有用な情報を幅広くお知らせしてまいります。

